

研究ノート

サヴィニーの既判力理論について

浅岡 慶太

桐蔭横浜大学法学部

2008 年 9 月 15 日 受理

1はじめに

本稿は、サヴィニー (Friedrich Carl von Savigny, 1779～1861) が、彼の主著「現代ローマ法体系」第 6 卷 (1847)⁽¹⁾において論じている既判力理論 (Rechtskraftlehre) についての研究ノートである。既判力理論について論じるとはいっても、サヴィニーと、また、同時代および以後の論者の理論について網羅的且つ詳細に論究することは筆者には任が重すぎる。そこで本稿では、サヴィニーが、なぜ判決理由 (Urtheilsgründe) に既判力を認めるのかについて、彼の理論の鍵となる「真実性の擬制 (Fiction der Wahrheit)」に論点を絞り、彼の理論を辿りながらゴットハルト・ギュンター [以下ギュンターとする] (Gotthart Günther, 1900～1984) 著「『多值的』論理学の理論」⁽²⁾ を参考にして考えたいと思う。

2既判力の法政策的意義について

サヴィニーは、既判力の法政策的意義について次のように述べている。まず「あら

ゆる訴訟の本質は、各当事者の主張と請求の対立にあり (§ 256)、この対立という課題をより高い立場から統一へと解消することである」⁽³⁾、「しかし裁判官の判決が、上述したこの節の課題として表したような反作用を権利の内容に及ぼすことは、決して自明のことではなく、裁判官職の概念から導きだされる当然または必然の結果でもない。この概念からは、あらゆる訴訟が裁判されること、そしてこの裁判が外部の権力によって、敗訴当事者の意思に反してさえ実行されることだけである。しかし、何らかの訴訟の後で、前の判決の正当性が疑われる場合は、新しい検査をすることが当然のように見える。その際、この判決が間違ったものとして認識されるのであれば (同一の裁判官によってであれ、別の裁判官によってであれ)、以前の誤りを訂正し、最後に認識された真の法を適用させることで、犯された不法を正すことが正義の単純な要求のように見える」⁽⁴⁾、と考察する。さらにこの考察に対する一見当然でまた正しいやり方から生じざるを得ない結果⁽⁵⁾について言及した後、結論として「我々が裁判官の誤りあるいは悪意から生じた判決を、その不当性を確信する場合

でも維持しなければならない危険と、多くの世代を通じて延び得る、法律関係と財産関係の全く無限の不確実さという危険」⁽⁶⁾という二つの重大な危険を挙げる。そしてどちらの危険がより大きいかは法政策の問題であり、衡量の結果選択がなされ、「非常に古い時代から、そして様々な民族の立法において、最後に述べた法的不安定性の危険がはるかに大きいものとして、まさに全く耐え難いものとして認識されており、それを避けるために実定法制度により必要な準備をするようになった」⁽⁷⁾。この「最高度に重要な法制度」は「裁判官の判決の既判力 (Rechtskraft) と呼ばれ、それは真実性の擬制 (Fiction der Wahrheit) に他ならず、それによって確定判決があらゆる将来の異議申し立てと無効の試みから守られる」⁽⁸⁾とする。サヴィニーは、その典拠を「もっとも一般的な言説」であるパウルスの告示についての註釈に求めている。L.6 de exc. rei. iud. (44.2) 「学説彙纂第44卷第2章第6法文 [既判物の抗弁について]」 “Singulis controversiis singulas actions⁽⁹⁾ unumque iudicati finem sufficere probabili ratione placuit, ne aliter modus litium multiplicatus summam atque inexplicabilem faciat difficultatem, maxime si diversa pronuntiarentur. Parere ergo exceptionem rei iudicatae frequens est.” (各個の争訟にとって、単一の訴えと单一の法的な判決による終結で足りることは、相当な理由から認められている。そうでなければ、訴訟のやり方が増え、とりわけ食い違った裁判がなされる場合には、重大で解決しがたい困難が惹起されるからである。それゆえ、既判物の抗弁は常に聞き入れられる。[松本博之編訳他、「ドイツ既判力理論」p16])。

また最初の危険は、法的不安定性よりもその危険は小さなものであり、審級(Instanzen)制度により減少させられるよう措置がとられたのであり、これについては § 284 で言及している。

確定判決に付された既判力は真実性の擬制に他ならない、としてサヴィニーはその実際的価値についてさらに説明している。「一見、既判力は現存する法律関係が逆転させられる不当な判決に際して重要であり、いずれにせよ既判力がなくても真実である法律関係を確認するに過ぎない正しい判決の場合は重要でないと思うかもしれない」⁽¹⁰⁾。しかし実際には事情が異なる。確かに既判力が法的不安定性を解消するために真実であると擬制する制度である以上、不当な判決を不可避なものとして甘受しなければならない側面があり、不当な判決においてその効力が目立つが、「……（中略）正当な判決の場合にも既判力は重要かつ有用であり、その全目的は正当な判決の固定にある。いかに多くの法律関係がそれ自体不安定でまた疑わしいか、今ある証拠方法が後に失われたり、後の裁判官が、現在の裁判官が正しく下した判決を間違いうことそして判決済み (Entscheidenheit) であること自体が（判決の内容は考慮しない）、持続的な不確実さに対して、すべての当事者にとって望ましいということが、いかにしばしば起こるか、……これらのことすべて考慮すると、既判力の影響の高度な重要性を正しい判決の事例にも認める気になるだろう」⁽¹¹⁾。

3 既判力の機能について

既判力の機能については消極的機能と積極的機能⁽¹²⁾の二つがあるが、歴史的に見てまずは消極的機能から出発している。サヴィニーの説明によれば、この機能は古いローマ法の時代において「同一事件ニ付キ二度訴ヲ提起スルコトヲ得ズ (bis de eadem re ne sit actio)」を根拠とし、これは時には法律上 (ipso iure) 保護されたが、よく既判物の抗弁 (exemptio rei iudicatae) により主張された「言い渡された判決を恣意的な新たな異議申し立てから保護するための最も頻繁なそして実際最も重要な法形式」⁽¹³⁾であるとして、彼は「一度判決された訴えは決して再び持ち

出され得ない」⁽¹⁴⁾という法命題で表現している。さらにこの古い抗弁の特徴として、「第一に判決の存在だけに基づいているのであり、判決の内容に基づかない。第二に何らかの権利を貫くのではなく、訴えを阻止するという否定的 (verneinenden) な目的と結果だけを有する。この法命題の使用条件は、試みられた新たな訴えとすでに使われそして判決が下された訴えとの同一性である」⁽¹⁵⁾を挙げている。

「しかしかの古い消極的発現形態では、既判力は同一対象を持つ訴えの繰り返しだけを防止できた。すでにケラーによって、消耗準則 (Konsumtionensregel) の不十分性の印象深い例として挙げられていた、反対返還請求 (Kontravindikation) の場合⁽¹⁶⁾および敗訴原告が、被告の勝訴をまさに訴えの繰り返しによってではなく、『別の訴訟の機会に、したがってより間接的な方法で駄目にしようとした』場合を挙げて、サヴィニーは、新たに形成されつつある既判物の抗弁の積極的機能を断固として指摘し」⁽¹⁷⁾ている。

積極的機能は以上のような欠陥を受けて、「あらゆる裁判官が下した判決に疑う余地のない有効性を将来全体に渡って確保することが重要である」⁽¹⁸⁾という問題意識の下、古い法律制度である既判物の抗弁 (exemptio rei iudicatae) を上述の欠陥に対応できるよう発達させたものである。サヴィニーは、これを「言い渡された判決の内容に後訴判決は、矛盾すべきでない」⁽¹⁹⁾という法命題で表現している。そしてさらに説明を続け、「現在争われている訴訟において、すでに以前の訴訟において判決が下されている問題が現れた場合、新たな裁判官はその判決の内容を真実と認め、自らの判決の基礎におかなければならない。……この法命題は、完全に積極的な形式をとり、すでに上述の（§ 280）既判力の本来の意味としてまた、真の実際的必要として述べられた真実性の擬制の直接的表現である」⁽²⁰⁾と述べている。ローマ法の根拠条文としては、L.25 de statu hom.

(15.) (ULPIAN.) 「学説彙纂第1巻第5章第25法文 [人間の状態について] “……res iudicata pro veritate accipitur.” (……既判物は真実と見なされる。[松本博之編訳他、「ドイツ既判力理論」p16])を挙げているが、まさに上述の「新たな裁判官はその判決の内容を真実と認め、自らの判決の基礎におかなければならない」を表現している（ただしこのローマ法文は、原文ではここで述べている確定力の意味で用いられているわけではない。参照：Savigny, System Bd.6, § 281, S.274, 註釈 (d))。

既判力の二つの機能について述べてきたが、サヴィニーは積極的機能に「既判力の本来の意味としてまた、真の実際的必要として述べられた真実性の擬制」を認め、ケラーが提唱した既判物の抗弁の二重機能から離れて行く。サヴィニーはこの二重機能を「法発展の異なる段階の発現形式」⁽²¹⁾と捉えた。そして「既判力の抗弁は、これらの二つの形で、法律家時代を通じて存続したが、訴訟消耗の不十分性が認識された結果、法律家は間もなく、『両者が衝突する場合に(真実性の擬制)新たな原則に、古い(訴訟消耗の)原則に対する優先を承認する』」⁽²²⁾ようになり、後に訴訟消耗は全く消滅したが、はっきりとした明示的立法行為によってではなく、この制度は『枯れ葉が落ちていくかのように、徐々に死に絶えた』⁽²³⁾と考え、積極的機能に重きを置くようになる。

4 判決理由 (Urtheilsgründe) の既判力について

サヴィニーは、「あらゆる裁判官が下した判決に疑う余地のない有効性を将来全体に渡って確保することを目的」に、既判力の積極的機能により各判決の内容を保持することを主張したが、これはサヴィニーをして判決理由の既判力を認めることになった。

「古い時代以来、多くの研究者によって既判力は判決それ自体のみに関係し、判決

理由には関わらない。そしてこの命題をさらにより厳密に、判決の主文 (Tenor oder Dispositive) だけが既判力を有するようになると表現するよう試みられてきた」⁽²⁴⁾。

この判決のみに既判力を認める従来の考え方にはサヴィニーは異議を唱える。たとえば、「被告は、原告にある特定の物を渡す義務がある、ある一定の金額を支払う義務がある」という有責判決や、また「原告は提起した訴えを棄却されるべきである」という免責判決の例を挙げて「まったくあらゆる理由の痕跡が根絶されている」と述べる。そしてこのように抽象化された判決では、確定判決の既判力の効果である「確定された判決の内容が同一の法的問題において、将来の法的紛争において真実として取り扱われるべきである」⁽²⁵⁾ことを本質とする既判力の将来への効果を期待できないと考えるのである。

判決理由に既判力を認めるることはサヴィニーにとってどのような意味があるのだろうか。まず彼は、「裁判官の完全な思考の中に論理的な原因と結果の関係が含まれる場合（そして、この関係はたいていの場合、そこに見られるのだが）、我々は、そのような原因にも既判力を付与しなければならないのだろうか」⁽²⁶⁾と問いかける。そして抽象化された判決からは、上述のように既判力の効果（既判力の積極的機能；各判決の内容を保持）を求めるることは無理である。この効果を持たせるためには、「判決は裁判官が肯定または否定した法律関係と不可分に結びついてのみ確定することができる」⁽²⁷⁾として、判決の内容の考慮の重要性を指摘する。そして判決理由に含まれるこの裁判官が肯定または否定した法律関係を「判決の要素」と呼び、理由の既判力を肯定するのである。また、このことを裁判官職の任務の面からも述べている。「係争法律関係を確定し、この確定の効力を確保する任務には、『単に外的な権利侵害の当座の防止だけでなく、全将来に渡って効力を持ち続ける既判力による確保』も属する。勝訴当事者もこの点に明白な利益を有し、そ

れどろくか、それを求める疑う余地のない権利を有する。『したがって、裁判官は当座の必要性のためだけに応急処置をするものの、全将来に渡る確保を怠ろうとすれば、彼の職責を果たしたことにはならない。…それゆえ、裁判官が判決に熟した弁論により判決しようとするすべての事項が既判力をもって確定する』と論じている。したがって、『裁判官の意思』が決定的であったが、サヴィニーは、『通常の裁判官 (verständiger Richter) は当事者の希望を斟酌するのを怠らないであろう』ことを出発点とした。さらにサヴィニーは『当事者間で争われ、判決に熟するまで弁論されたすべての法律関係』だけが『全将来に渡って』確定されるべきことを前提とした⁽²⁸⁾。

しかしながらサヴィニーは、理由の既判力理論には制限が必要なこと⁽²⁹⁾、および裁判官の判決に至る過程における思考のすべてが既判力を持ち得るものではないことを認識していた。それゆえに、彼は判決の要素と呼んだ「法律関係の構成要素」は客観的理由として、また裁判官が判決の要素について一定の確信を抱き、それを肯定または否定する個人的に心を動かすものを主観的理由として区別した⁽³⁰⁾。

サヴィニーは理由の既判力を肯定することで、既判力の積極的機能を⁽³¹⁾、つまり真実性の擬制を肯定したことを述べてきたが、これにより「裁判官の思考 (Gedanke) の宣言によって何が真実擬制に高められるか」⁽³²⁾、すなわちいかなる範囲で『理由から』真実擬制が引き出されてよいかについて答えが出たと考える⁽³³⁾。

5 サヴィニーとギュンターが 出会う場所

サヴィニーの既判力理論を読みながら、同時にギュンターの論文を読むうちに一つの仮説を思いつくに至った。それをここで論じてみたいと思う。本稿の冒頭で挙げたギュンタ

ーの論文「『多値的』論理学の理論」は、筆者にとって非常に難解なものであった。理解したとは言い難いのであるが、誤解を恐れずに言えば次のようである。

古典的な存在論の枠組みで考えた場合、彼岸－此岸、真－偽、法－不法といった二値的な原理によりすべてが認識される（この考え方の発展型として、彼岸－此岸といった絶対値を客観とし、この絶対値の間に任意の値（主觀）を置くという多値的考え方も存在するが、これは、あくまでアリストテレスの存在論を基礎において成立する考え方である：二値編成内部的という）。このような古典的二値論を超える考え方の起源となるのがヘーゲルである。ヘーゲルは、自らの論理学において、彼岸（絶対的・超世界的な存在（ザイン））を此岸（経験的・客観的に在る（ザイエンデス）もの）の世界に止揚することで取り込んだ。これにより彼岸と此岸を分けてきた境界が此岸へ取り込まれることになった。そして此岸世界において彼岸は保たれまた守られることになった。言い換えると、これまでの我々の世界（此岸）には、論理学的な認識として、彼岸から此岸全体を分かつ境界線は存在せず、二値性に徹してはいたが普遍的な一体を成していた。それがここに至って論理学的に見て二値的な世界へと変化したのである。

ギュンターは、このような思考を論理的な二値編成（logische Kontextur）と名付けている⁽³⁴⁾。しかしギュンターはこれをそのまま用いず、「我々の言う二値編成とは、二値性によって構造の柵をめぐらしているが、無制限の容量と受容能力を持つ二値的構造領域」⁽³⁵⁾であるとする。そしてギュンターはさらに独自の理論を展開させる。我々の生きる世界（ギュンターは宇宙ともいう）は、実は单一・二値編成的な世界でない。单一・二値編成的というのは、古典的存在論の必然的な結果にすぎず、この経験的な宇宙自体、多・二値編成的である。それは我々自身の意識空間を自己閉鎖的な二値編成と見た場合、同じ

ことは客観的な対象世界において出会う他の主体達の意識空間にも当てはまるのであり、さらに客観的な対象世界そのものが「自照なき存在」として独自の二値編成を持つ（それぞれの内部において古典的な論理学が妥当する）ことから自明となる。しかし「我々は人生において毎日この現象と出会いながらもそれに関する経験の論理的な結果を意識するには至らないのである」⁽³⁶⁾と、彼はいっている。

多数の自己閉鎖的な二値編成があるとすれば、それらが集まり団体となるのは自明であり、それは社会的団体の存在がそれを証明している。そこでギュンターは、さまざまの二値的な「基本的二値編成」（Elementar-Kontexturen：例えば二値的な世界に存在する個人）と、このような基本的二値編成が集まる複雑な集団を区別してそれを「二値編成複合（Verbund-Kontexturen）」と呼んだ。

ギュンターのいう古典超越的論理学は、複雑な二値編成複合的な世界における論理学である。これは古典的論理学のように、例えは絶対的な真と絶対的な偽のどちらかを選択するか、あるいはそれら値の間に任意の値を置くことで、真・偽の相対化に役立つものではない。二値編成複合的な世界において、基本的な二値編成の外に値を求める論理学である。しかし「確かに人間の思考は二値的であり、……未来もそうであり続けるであろう。しかし、こうした意識が論理的に捉えようと試みる世界の方は、存在論的に多値的なのである。だから、古典超越的な論理学は、二値的論理学によって多値性を考えるという、まずは矛盾しているように見える課題に直面する」⁽³⁷⁾。しかしそれは「一見してそう思えるほど解決困難なものではない。我々は世界の本質について熟考するさいに、いつも現実全体の一片しか捉えていないことを批判的な自照によって意識しているのだ。しかし、厳しく論理的・形式的に考えるということは、全現実の一片を一つの基本的二値編成と見られるように選びうる、ということを意味する。

ところが古典的理論は、素朴にも、この二値編成を——有限の人間意識に實際上その力がなくてさえ——飛躍なしに、原理的に世界全体に拡張しうるものと考えた。古典超越的な理論はこのテーゼを争うものである。それは、現實の全体は統一的な基本的二値編成として理解することができず、互いに補足し合い浸透しあうまざまの基本的二値編成がもっと高次の構造的なまとまりを成したものだ、とする。これを我々は二値編成複合と名付けたのである」⁽³⁸⁾。

以上ギュンターの理論を述べてきたが、筆者は、ギュンターがこの論考で展開する①古典的論理学は従来の判決主文のみに既判力を及ぼす理論に対応し、②古典超越的論理学は判決理由に既判力を及ぼす理論に対応し、そして両者は対置構造をとるのではないかと考える。

単純に考えて、古典的論理学では絶対値としての二値を重視する。裁判でいえば、それは法律関係の特別な一面にすぎず、しかも偶然の必要によってのみ呼び出される判決が⁽³⁹⁾確定判決になったか否かという点、つまり判決の存在のみを重視し既判力を与え、その内容は無視する考え方は、古典的論理学と対応関係にあるのではないだろうか。次に、サヴィニーは「判決の基礎は法律関係(Rechtsverhältnis)に存するのであり、各個の権利は、抽象化によって分離された法律関係の特別の一側面にすぎない。それゆえに、個々の権利に関する判決でさえ、それが法律関係の全体的直観(Gesammtanschauung)から出ている限りにおいてのみ眞実でありえ、また説得力を持ち得るのである」⁽⁴⁰⁾と述べている。裁判官を二値的(法—不法の世界に住む)な二値編成と見た場合、判決を下すに至るまでの考慮において、理由に既判力を認めるのであれば、各法律関係は客観的理由を構成する要素になり得るか否かの判断がなされなければならない。これはサヴィニーが考える法律関係の有機的性質により、法律

関係の構成部分が互いに支え合いまた制約し合ってつながっていること、および法律関係の発生と消滅の仕方を法律関係ごとに考慮し(この際法律関係内部において二値的判断が下される)、客観的理由を構成する諸要素になり得る場合には、既判力が認められ、判決が確定され、つまり眞実性が擬制されることになるだろう。また裁判官の思考において、この法律関係はさまざまな値となり得るであろう。そしてこの外部的な要素としての法律関係を裁判官は最終的に法—不法という自らが持つ最高次の判断の材料として取り込み判決を下しているのではないだろうかと考えるのである。

- (1) Friedrich Carl von Savigny, System des heutigen römischen Rechts, Bd.6, 2 Neudruck der Ausgabe Berlin 1847(Scientia Verlag Aalen 1981), 257ff. 同書邦訳版として小橋一郎訳、「現代ローマ法体系」第6巻、2005年、成文堂、227頁以下。また、サヴィニーの既判力理論を理解するに際して、Hans Friedhelm Gaul, Die Entwicklung der Rechtskraftlehre seit Savigny und der heutige Stand, in: hrsg. von Horst Heinrich Jacobs u.a., Festschrift für Werner Flume zum 70. Geburtstag Bd.1, 1978. を参考にした。同論考の邦訳版として、松木博之編訳他、「ドイツ既判力理論」、2003年、信山社出版。
- (2) Gotthart Günther, Die Theorie der "mehrwertigen" Logik. 初出は R. Berlinger und E. Fink (Hrsg.), Philosophische Perspektiven, 1971, Bd. 3, p110-131.
本稿では、Die komplette Bibliographie Gotthart Günthers [http://www.vordenker.de/ggphilosophy/gg_bibliographie.htm] 所収のバージョンを参考にしている。同論考の邦訳版として、村上淳一訳／吉田育之コンメンタール、「『多値的』論理学の理論」、桐蔭法学第14巻第2号〔通算第28号〕、2008年(平成20年)2月。ギュンターの論文を理解するにあたり同邦訳版が大変参考になった。
- (3) Savigny, System Bd.6, § 280 (S.257).
- (4) Savigny, System Bd.6, § 280 (S.259).
- (5) Savigny, System Bd.6, § 280 (S.259).
- (6) Savigny, System Bd.6, § 280 (S.260).

- (7) Savigny, System Bd.6, § 280 (S.260) .
 (8) Savigny, System Bd.6, § 280 (S.261) .
 (9) サヴィニーは、System Bd.6, § 280 (S.262)
 註釈 (d) において、これは「訴訟消耗
 (Klagenconsumtion) の表現であり、した
 がって、Quintilian, institutio oratoria VII 6
 が引用する古い法宣言つまり、……『同一
 事件ニ付キ二度訴ヲ提起スルコトヲ得ズ、
 というのが法律である (quod scriptum est
 : bis de eadem re ne sit actio)』における
 のと同じ思想である [松本博之編訳他、「ド
 イツ既判力理論」p18]】と述べている。
 (10) Savigny, System Bd.6, § 280 (S.263).
 (11) Savigny, System Bd.6, § 280 (S.263f.).
 (12) Savigny, System Bd.6, § 281 (S.274).
 この機能区分は、Keller, Über Litis
 Contestation und Urtheil nach classischen
 Römischen Recht, S.223 Note 4., Zurich,
 1827による。ケラーは Gaius, Institutionen
 III, 180, 181 と IV, 106ff の発見を受けて同
 著作において、既判物の抗弁の積極的機能
 を発見した。また、ケラーは、ユ帝法、普
 通法における既判物の抗弁の二重機能（積
 極的機能、消極的機能）の継続性を主張す
 る。
 (13) Savigny, System Bd.6, § 281 (S.267f.).
 (14) Savigny, System Bd.6, § 281 (S.268).
 (15) Savigny, System Bd.6, § 281 (S.268).
 (16) Keller, Litis Contestation, 1827, S.221.
 (17) Gaul, Die Entwicklung der
 Rechtskraftlehre seit Savigny., 1978, S.460f.
 松本博之編訳他、「ドイツ既判力理論」p27
 以下。
 (18) Savigny, System Bd.6, § 281 (S.270).
 (19) Savigny, System Bd.6, § 281 (S.271).
 (20) Savigny, System Bd.6, § 281 (S.271).
 (21) Gaul, Die Entwicklung der
 Rechtskraftlehre seit Savigny., 1978, S.461.
 松本博之編訳他、「ドイツ既判力理論」
 p28。
 (22) Savigny, System Bd.6, § 282 (S.277).
 (23) Gaul, Die Entwicklung der
 Rechtskraftlehre seit Savigny., 1978, S.462.
 松本博之編訳他、「ドイツ既判力理論」
 p29。
 (24) Savigny, System Bd.6, § 291 (S.351).
 (25) Savigny, System Bd.6, § 291 (S.355).
 (26) Savigny, System Bd.6, § 291 (S.351).
 松本博之編訳他、「ドイツ既判力理論」p46
 (27) Savigny, System Bd.6, § 291 (S.358).
 (28) Gaul, Die Entwicklung der
 Rechtskraftlehre seit Savigny., 1978, S.472f.

- 松本博之編訳他、「ドイツ既判力理論」p47
 (29) Savigny, System Bd.6, § 291 (S.362f.).
 (30) Savigny, System Bd.6, § 291 (S.361).
 サヴィニーは、訴訟において重要な事実を
 真実あるいは真実に反すると裁判官に認識
 させる証拠方法や裁判官が有する法規の知
 識を挙げている。
 (31) サヴィニーは既判力の消極的機能につい
 ては「枯れ葉が落ちていくかのように、徐
 徐に死に絶えた」と記述し、積極的機能に
 重きを置いているが、筆者の印象では、サ
 ヴィニーの中では、消極的機能は積極的機
 能の影に隠れているだけであり、消滅した
 わけではないように見える。この点につい
 ては、目下筆者に述べる能力がないため他
 日に期したい。
 (32) Savigny, System Bd.6, § 291 (S.352).
 (33) Gaul, Die Entwicklung der
 Rechtskraftlehre seit Savigny., 1978, S.454.
 松本博之編訳他、「ドイツ既判力理論」p23
 註釈 (64).
 (34) ギュンターは二値編成を次のように理解
 するよう求める。「閉じられた二値編成と
 しての古典的論理学は、同一律 (irreflexive
 Identität 再考の余地なき同一性) と矛盾率
 (vertotener Widerspruch 矛盾の禁止)
 と排中律 (ausgeschlossenes Drittes 第三
 項の排除) によって規定される厳格に二値
 的な体系である」。Gotthart Günther, Die
 Theorie der "mehrwertigen" Logik., S.6.
 村上邦訳版、「[多值的] 論理学の理論」、
 p9。
 (35) Gotthart Günther, Die Theorie der
 "mehrwertigen" Logik., S.6. 村上邦訳版、
 「[多值的] 論理学の理論」、p10。
 (36) Gotthart Günther, Die Theorie der
 "mehrwertigen" Logik., S.8. 村上邦訳版、
 「[多值的] 論理学の理論」、p13。
 (37) Gotthart Günther, Die Theorie der
 "mehrwertigen" Logik., S.15. 村上邦訳版、
 「[多值的] 論理学の理論」、p21。
 (38) Gotthart Günther, Die Theorie der
 "mehrwertigen" Logik., S.15. 村上邦訳版、
 「[多值的] 論理学の理論」、p22。
 (39) Savigny, System Bd.1, § 4 (S.7) .
 (40) Savigny, System Bd.1, § 4 (S.7f) .